

第 6 期 愛西市障害福祉計画

第 2 期 愛西市障害児福祉計画



令和 3 年 3 月
愛 西 市

市長あいさつ

昨今の急速な社会情勢の変化により、新たな生活様式や障害福祉サービスに対する体系に大きな注目がされるようになりました。刻一刻と変わる状況の中、障害者を取り巻く環境も大きく変化しており、障害のある方の重度化と高齢化、親亡き後の問題、医療的ケアが必要な子どもを含めた障害児への支援、さらには多様化・複雑化するニーズへの対応が重要と考えています。また、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。



本市においても、法律及び国の指針に基づき「愛西市障害福祉計画」・「愛西市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業等が地域においてより密接に提供されるよう、計画的に推進してきました。

このたび、「第5期愛西市障害福祉計画・第1期愛西市障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに「第6期愛西市障害福祉計画・第2期愛西市障害児福祉計画」を策定することとなりました。

本計画では、「第2期愛西市障害者計画」の基本理念である「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、ともに暮らせるまち」をふまえ、お互いを尊重し、支え合い、自分らしく活躍できる社会を目指して、本計画へ取り組んでまいりますので、障害者（児）の皆様を始め関係者のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「愛西市障害福祉計画等策定委員会」の委員の皆様、アンケート調査や団体ヒアリング等ご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

愛西市長

日永貴章

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	法令等改正の動き	3
3	計画の位置づけ	8
4	計画の対象	8
5	計画の期間	9
6	障害者計画と障害福祉計画の関係	9
7	計画の策定体制	10
第 2 章	愛西市の障害のある方を取り巻く現況	11
1	障害のある方を取り巻く状況	11
2	アンケート調査結果からみえる現状	20
3	ヒアリング調査からの現状	29
第 3 章	計画の理念と基本方針	30
1	基本理念	30
2	愛西市の障害福祉施策全般の基本目標	30
3	本計画の基本方針	32
第 4 章	計画に掲げる成果目標の数値	34
1	施設入所利用者の地域生活への移行	34
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	35
3	地域生活支援拠点等の整備	36
4	福祉施設から一般就労への移行	37
5	障害児支援の提供体制の整備等	38
6	相談支援体制の充実・強化等	39
7	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	40

第5章 障害福祉計画及び障害児福祉計画..... 41

- 1 障害福祉計画..... 41
- 2 障害児福祉計画..... 61

第6章 計画の推進体制及び評価..... 64

- 1 計画の推進体制..... 64
- 2 計画の進行管理..... 64
- 3 共生社会の実現..... 65

資料編 66

- 1 愛西市障害福祉計画等策定委員会設置要綱..... 66
- 2 愛西市障害福祉計画等策定委員会委員名簿..... 68

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の障害者施策は、障害者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、基本的な方向を定めています。

障害福祉制度は、従来の「措置制度」に代わり、平成15年度からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入されたことにより、利用者が必要な障害福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われ、その後、制度上の課題を解決し、障害福祉サービスの一層の推進を図るため、平成18年度に「障害者自立支援法」が施行されました。

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災などの災害による甚大な被害の発生など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

そのような中、平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として改正されました。

平成28年6月には障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児の支援の二ーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとされました。

また、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本市においても、障害者総合支援法に基づく『愛西市障害福祉計画』及び児童福祉法に基づく「愛西市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業等が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。

『第5期愛西市障害福祉計画・第1期愛西市障害児福祉計画』の計画期間が令和2年度をもって終了することから、今後の障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、新たに『第6期愛西市障害福祉計画・第2期愛西市障害児福祉計画』を策定します。

2 法令等改正の動き

(1) 国の基本計画

障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強かに推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関係法の動向

関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 （平成29年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 （平成30年）

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等を総合的に進めるための施策が示された

(3) 障害福祉計画の見直しの動向

① 基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

オ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児の支援体制について、取組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

キ 障害者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

ク 障害福祉サービスの質の確保

- ・多様な障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

ケ 福祉人材の確保

- ・障害福祉事業の提供体制の確保と併せて、それらを担う人材確保の必要性が多くあることから、基本指針に盛り込む

② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

イ 障害福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

ウ 障害者の社会参加等を支える取組

（障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進）

- ・障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障害者等の読書環境の整備に取り組む

エ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- ・障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- ・障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- ・障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- ・地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する
- ・地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、障害者地域総合支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）
- ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である
- ・コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を受講された方を対象に、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

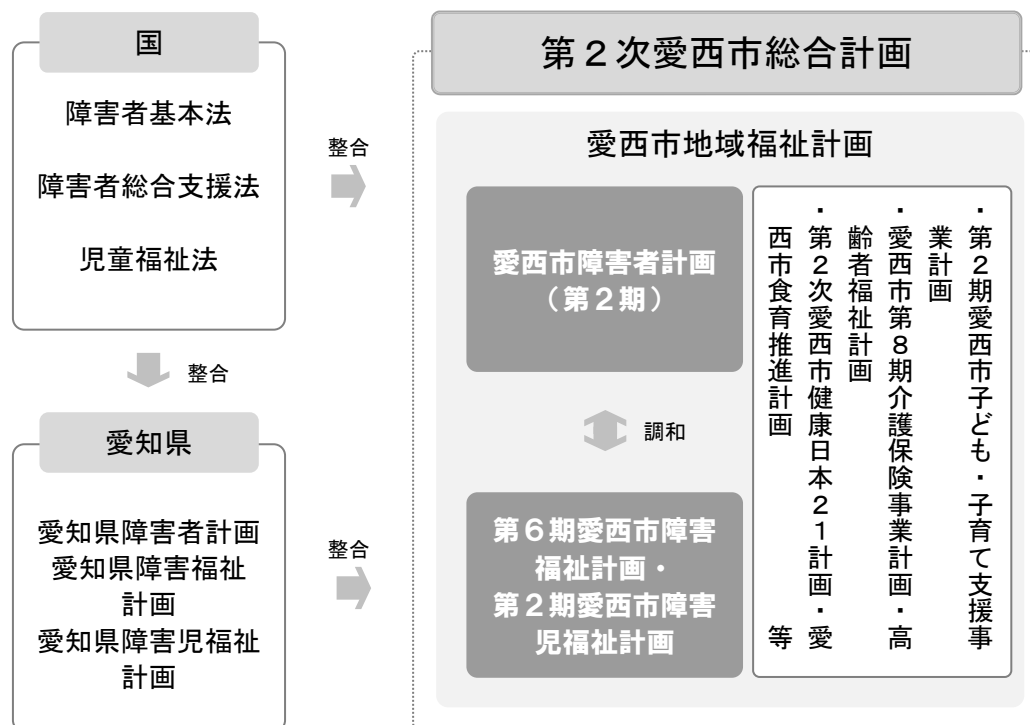
オ 農福連携等に向けた取組

- ・一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- ・就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- ・高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

3 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、愛知県障害者計画・愛知県障害福祉計画・愛知県障害児福祉計画並びに第2次愛西市総合計画及び同実施計画における障害者施策との整合性を図りました。



4 計画の対象

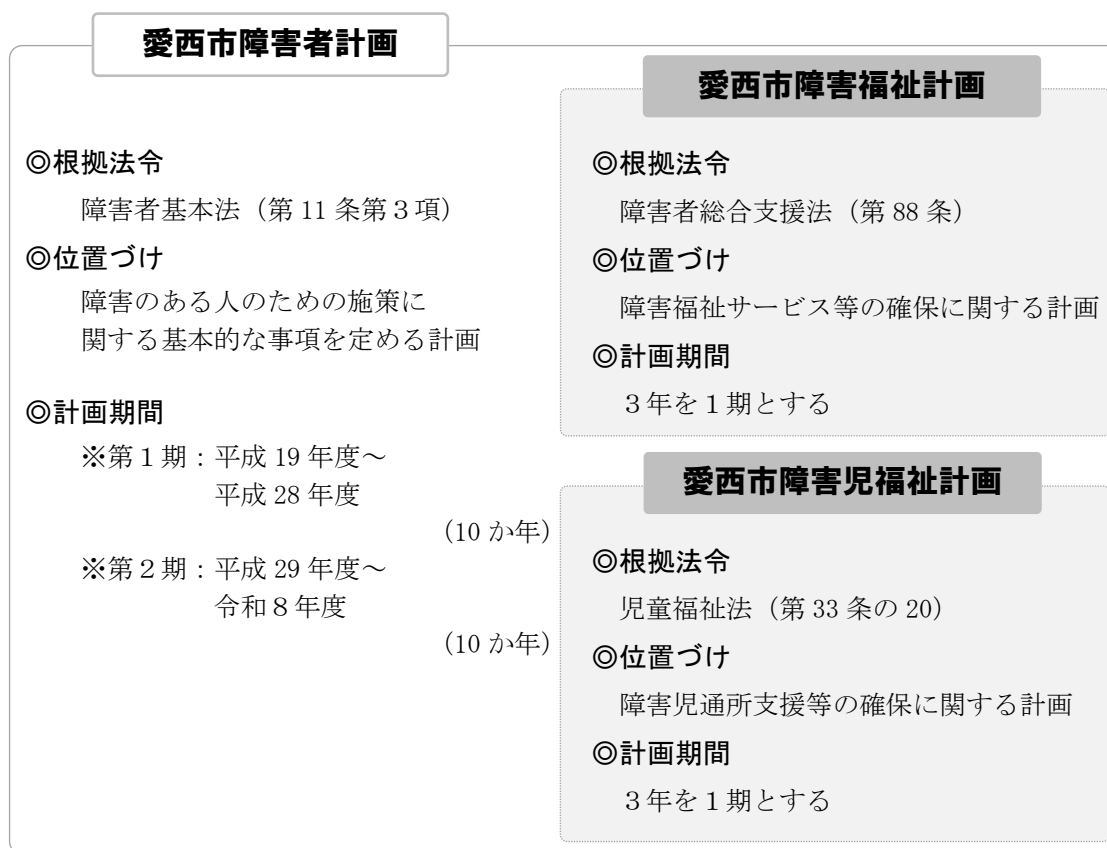
本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

5 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
愛西市障害者計画（第2期） （平成29年度～令和8年度）					
第6期愛西市障害福祉計画・ 第2期愛西市障害児福祉計画			第7期愛西市障害福祉計画・ 第3期愛西市障害児福祉計画		

6 障害者計画と障害福祉計画の関係



7 計画の策定体制

障害者団体関係者をはじめ、福祉・教育・雇用等の各分野の関係者、学識経験者等からなる「愛西市障害福祉計画等策定委員会」を設置し、新たな計画内容に関し、議論を積み重ねました。

障害のある人を対象にアンケート調査を実施し、対象者の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価などについて把握、分析を行いました。

上記アンケート結果を補完し、より具体的な問題提起や要望を把握するため、市内の障害者事業所を対象にヒアリング調査を実施し、また広く一般市民からパブリックコメントを募集するなど、計画内容の見直しへの反映に努めました。

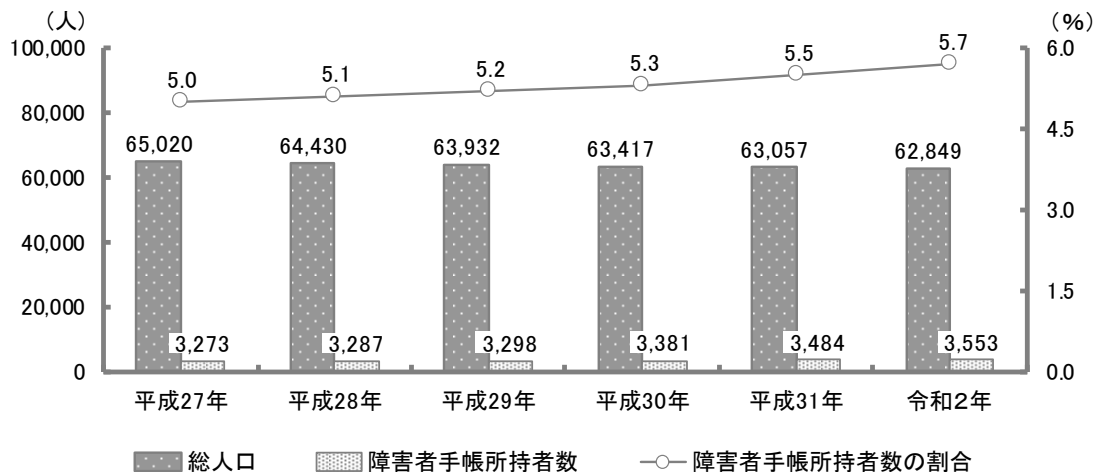
1 障害のある人を取り巻く状況

(1) 障害のある人の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在62,849人で、年々減少しています。障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在3,553人で、年々増加しており、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も5.7%と年々増加しています。

人口、障害者手帳所持者数の推移

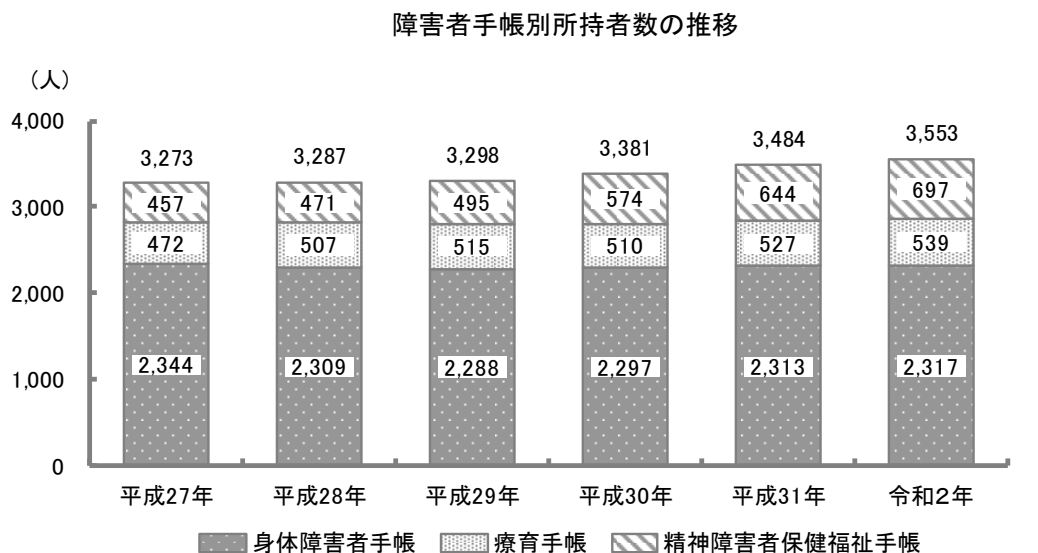


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいとなっており、令和2年4月1日現在2,317人となっています。

また、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在539人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和2年4月1日現在697人となっています。

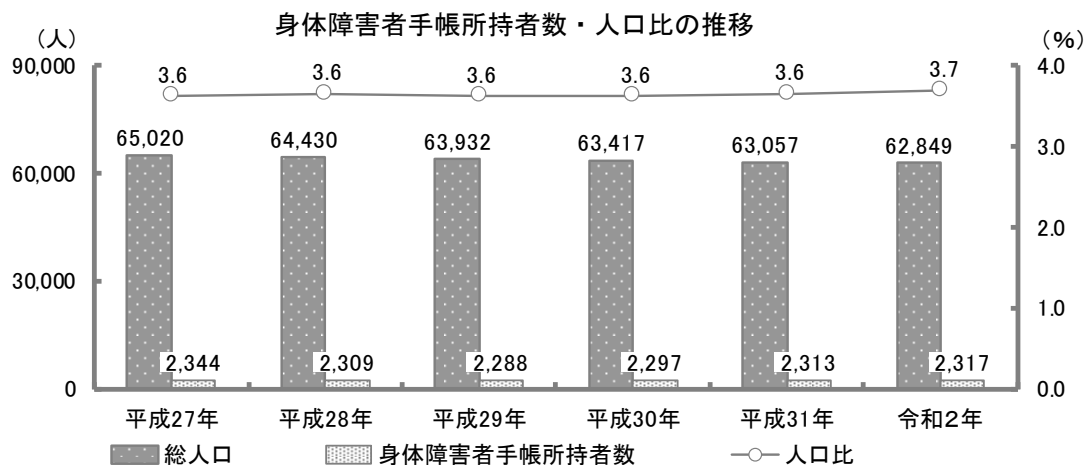


資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

（2）身体障害者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者数・人口比の推移

身体障害者手帳所持者数・人口比の推移をみると、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいとなっており、令和2年では2,317人となっています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

② 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、1級の手帳所持者数が667人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が568人となっています。また、3級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
1 級	661	661	649	656	667
2 級	315	312	324	332	332
3 級	504	498	499	497	492
4 級	564	560	570	570	568
5 級	149	143	139	138	135
6 級	116	114	116	120	123
合計	2,309	2,288	2,297	2,313	2,317

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

③ 障害種別身体障害者手帳所持者数（令和2年）

障害種別身体障害者手帳所持者数をみると、肢体不自由の人が最も多くなっており、1,189人となっています。

障害種別身体障害者手帳所持者数（令和2年）

単位：人、%

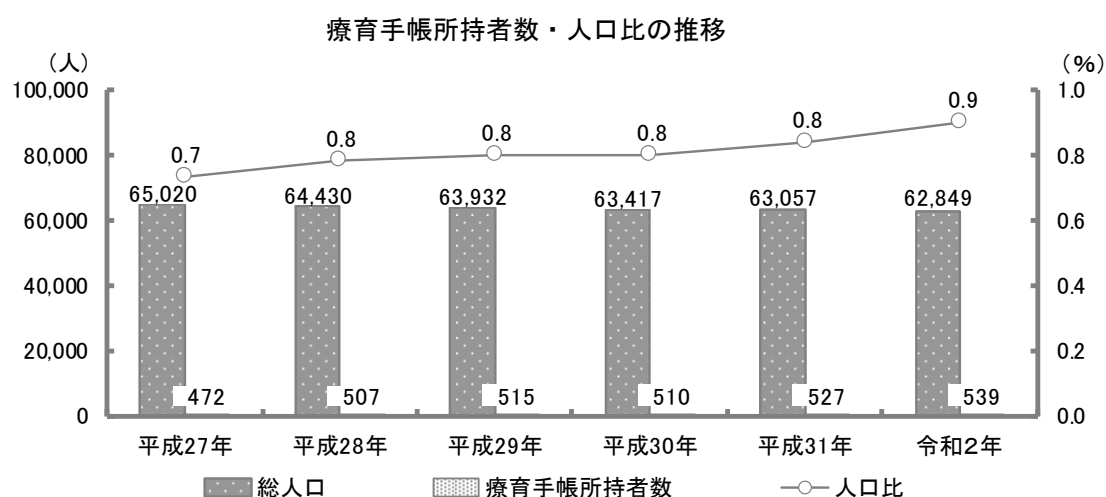
	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
身体障害者 手帳所持者	127	179	20	1,189	802
構成比	5.5	7.7	0.9	51.3	34.6
18歳未満	2	7	0	12	7
18歳以上	125	172	20	1,177	795

資料：庁内調べ（4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

① 療育手帳所持者数・人口比の推移

療育手帳所持者数・人口比の推移をみると、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年では539人となっています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

② 判定別療育手帳所持者数（令和2年）

判定別療育手帳所持者数をみると、18歳未満では軽度（C判定）の次に、中度（B判定）の人数が多くなっていますが、18歳以上では重度（A判定）の次に中度（B判定）の人数が多くなっています。

判定別療育手帳所持者数（令和2年）

単位：人、%

	重度（A判定） IQ35 以下	中度（B判定） IQ35～50	軽度（C判定） IQ50～75
療育手帳所持者	224	178	137
構成比	41.6	33.0	25.4
18歳未満	26	34	56
18歳以上	198	144	81

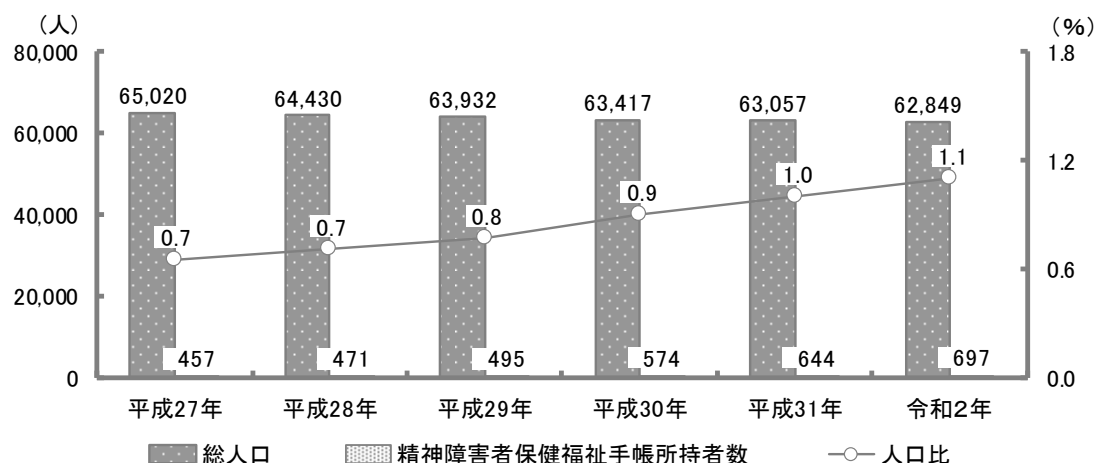
資料：庁内調べ（4月1日現在）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数・人口比の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数・人口比の推移をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和２年では697人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数・人口比の推移



資料：庁内調べ（各年４月１日現在）

② 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和２年４月１日現在、２級の手帳所持者数が442人で最も多く、次いで３級の手帳所持者数が161人となっています。また、全ての等級の手帳所持者数で増加傾向にあります。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

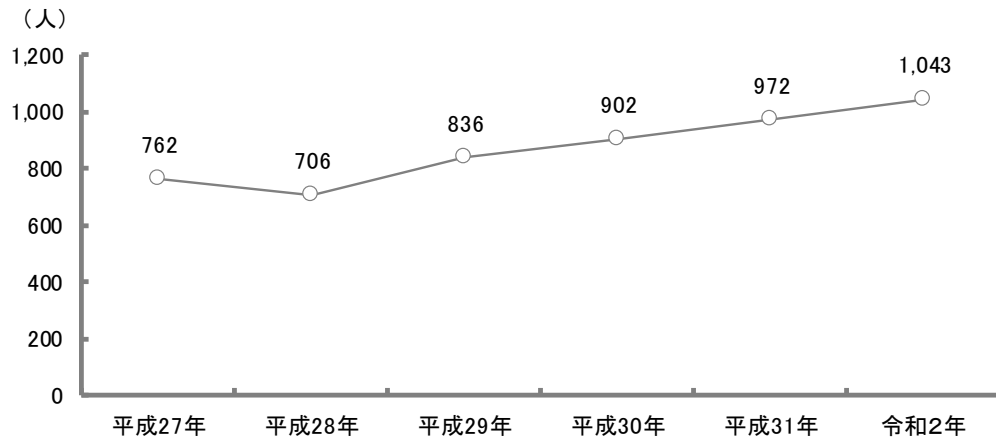
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
１級	50	67	71	86	91	94
２級	300	294	298	345	394	442
３級	107	110	126	143	159	161
合計	457	471	495	574	644	697

資料：庁内調べ（各年４月１日現在）

③ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和2年4月1日現在1,043人で、増加傾向にあります。

自立支援医療受給者の推移

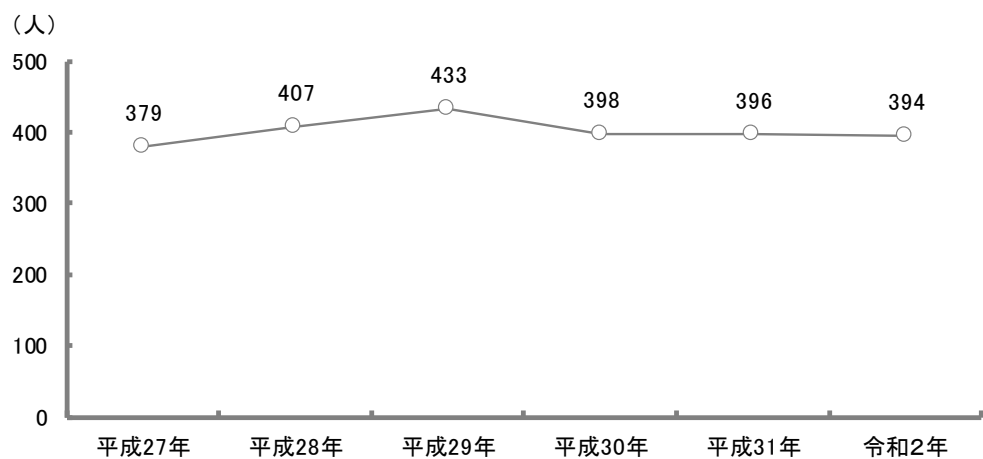


資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

（５）難病医療費等助成受給者の推移

難病医療費等助成受給者の推移をみると、令和2年4月1日現在394人で、平成27年から平成29年にかけて増加し、その後減少しています。

難病医療費等助成受給者の推移

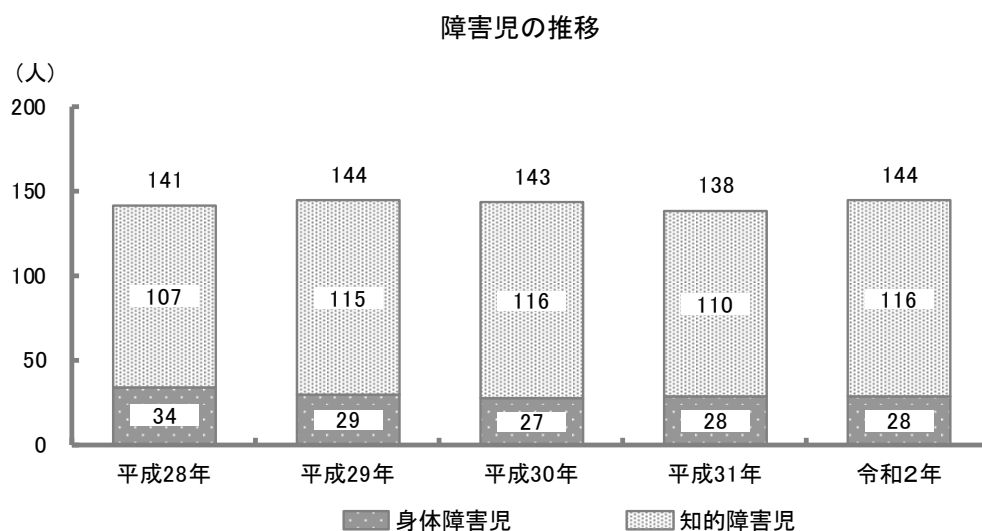


資料：津島保健所（各年4月1日現在）

(6) 障害児の状況

① 障害児の推移

障害児の推移をみると、身体障害児では、令和2年4月1日現在28人で、減少傾向にあります。知的障害児では、令和2年4月1日現在116人で、ほぼ横ばいとなっています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

② 障害児の保育所等の利用状況

保育所等に通所している障害児については、保育所、認定こども園ともに平成30年以降横ばいとなっています。

障害児の保育所等の利用状況

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
保育所	30	28	25	40	38	38
認定こども園	11	11	11	11	11	11
放課後児童健全育 成事業	—	—	9	12	11	10

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(7) 特別支援学級・学校在籍児童の状況

① 特別支援学校・学級等の在籍児童数

令和2年における特別支援学校・学級の在籍児童数をみると、特別支援学校の小学生は12人、中学生は11人となっています。また、特別支援学級では小学生が105人、中学生が35人となっています。

特別支援学校・学級等の在籍児童数

単位：人

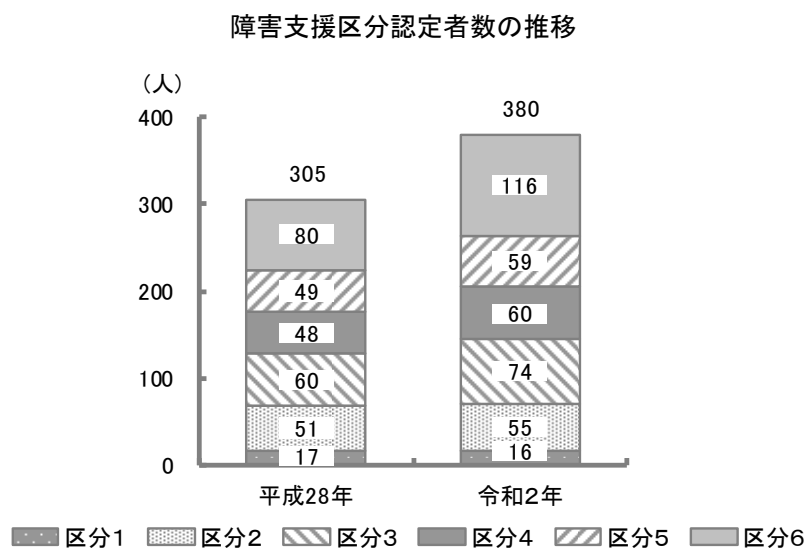
		小学 1年	小学 2年	小学 3年	小学 4年	小学 5年	小学 6年	中学 1年	中学 2年	中学 3年
特別 支 援 学 校	平成 28 年	1	1	2	2	2	3	6	5	5
	令和 2 年	3	1	4	2	1	1	3	4	4
特別 支 援 学 級	平成 28 年	11	14	13	15	7	17	8	10	7
	令和 2 年	13	17	19	21	21	14	12	16	7

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(8) 障害支援区分認定者の状況

① 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和2年4月1日現在、区分6が116人で最も多く、次いで区分3が74人となっています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

2 アンケート調査結果からみえる現状

■ 調査の概要

1 調査の目的

障害のある方が自立し安心して生活できるまちづくりの実現にむけた、「愛西市障害福祉計画(第6期)」「愛西市障害児福祉計画(第2期)」の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

2 調査対象

愛西市在住の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の中から2,000人を無作為抽出

3 調査期間

令和2年8月19日から令和2年9月10日

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

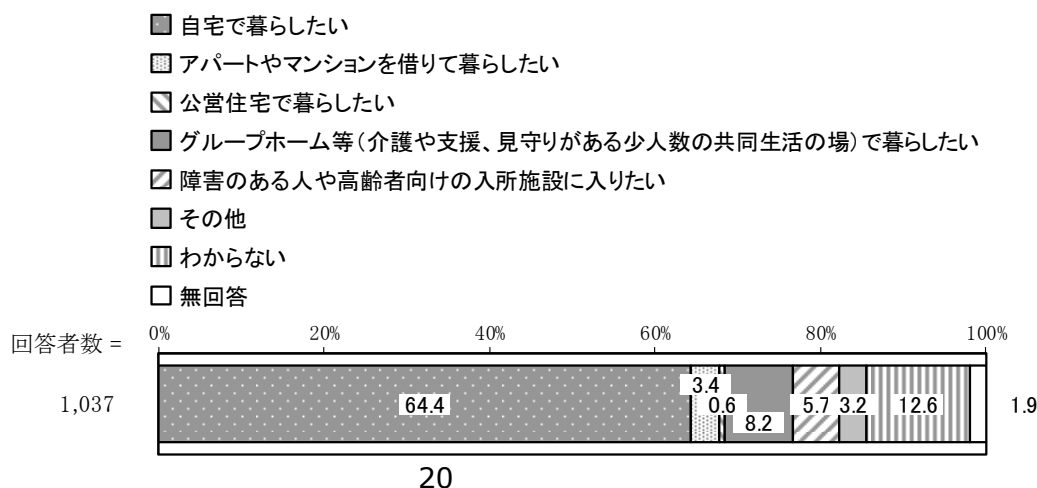
配 布 数	有効回答数	有効回答率
2,000 通	1,037 通	51.9%

※主な調査結果は以下のとおりです。

(1) 日常生活、暮らしについて

① 将来に希望する暮らし方

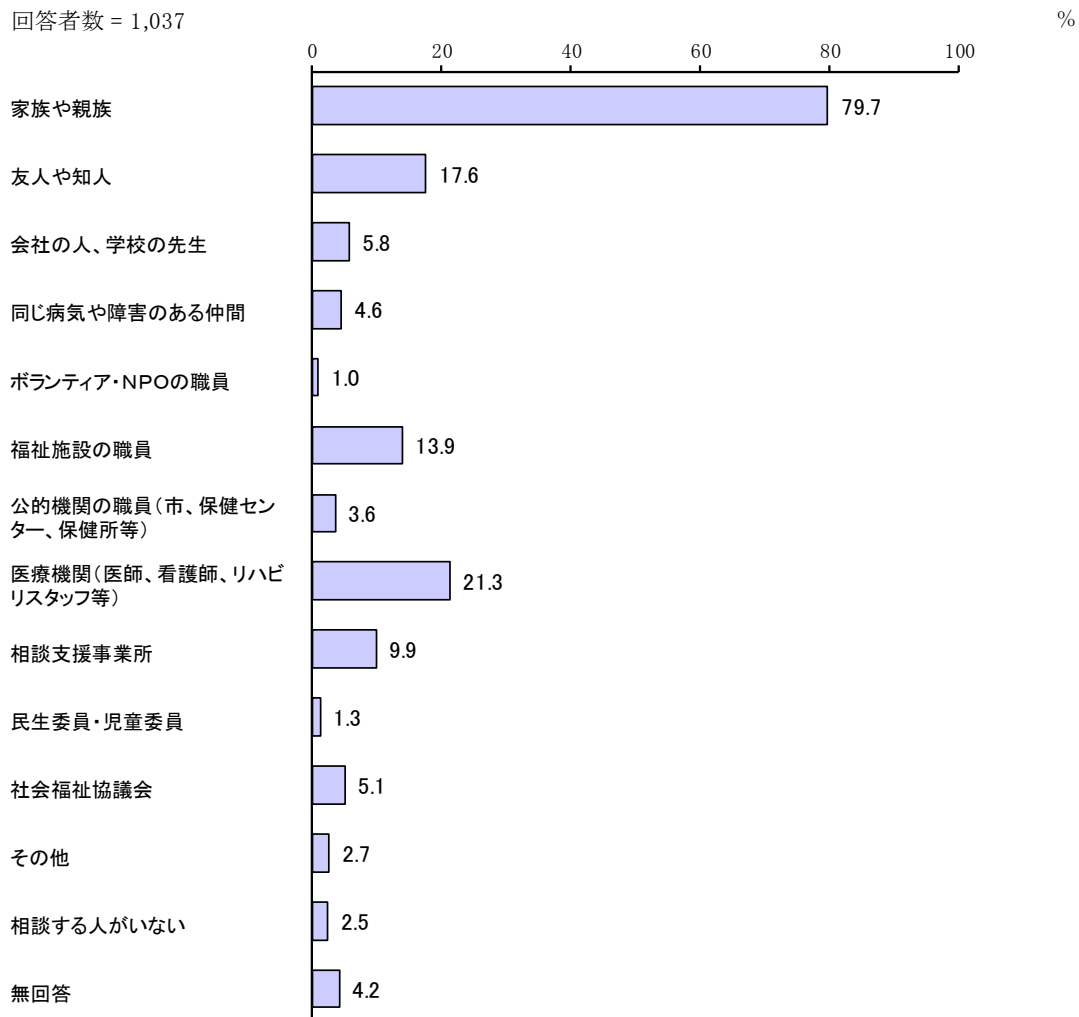
「自宅で暮らしたい」の割合が64.4%と最も高くなっています。



（２）相談支援について

① 主な相談相手

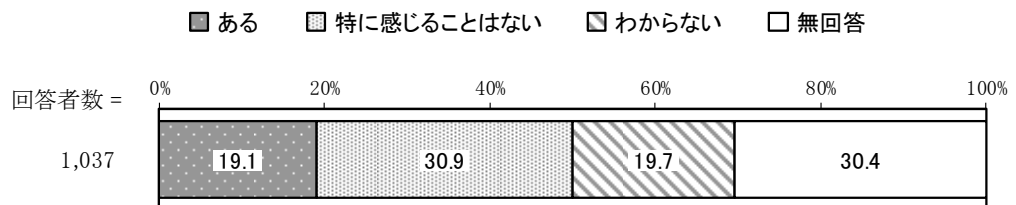
「家族や親族」の割合が79.7%と最も高く、次いで「医療機関（医師、看護師、リハビリスタッフ等）」の割合が21.3%、「友人や知人」の割合が17.6%となっています。



(3) 権利擁護について

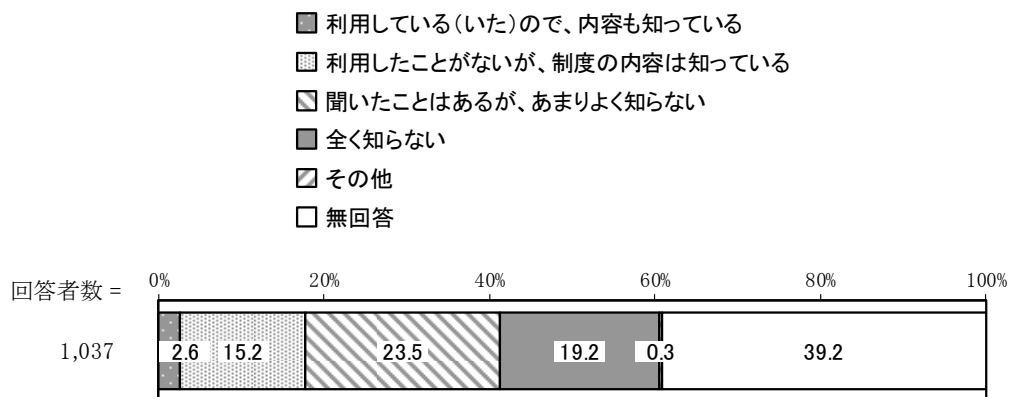
① 障害のことでの差別や人権侵害

「特に感じることはない」の割合が30.9%と最も高く、次いで「わからない」の割合が19.7%、「ある」の割合が19.1%となっています。



② 成年後見制度の認知度、利用意向

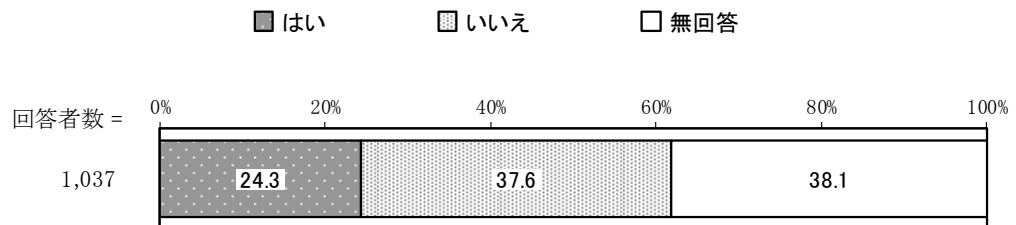
「聞いたことはあるが、あまりよく知らない」の割合が23.5%と最も高く、次いで「全く知らない」の割合が19.2%、「利用したことがないが、制度の内容は知っている」の割合が15.2%となっています。



(4) 就労について

① 今後の就労意向

「はい」の割合が24.3%、「いいえ」の割合が37.6%となっています。

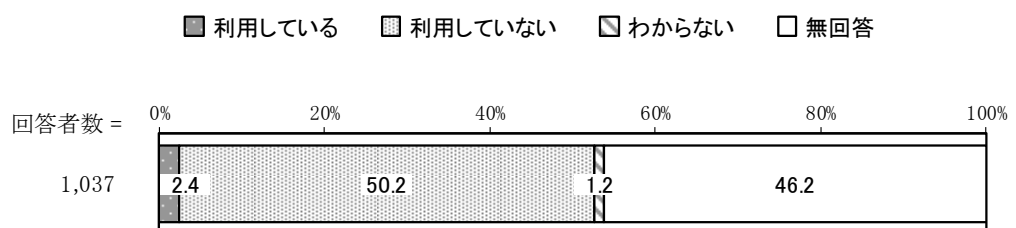


(5) 福祉サービスの利用状況、利用意向

① 福祉サービスの利用状況について

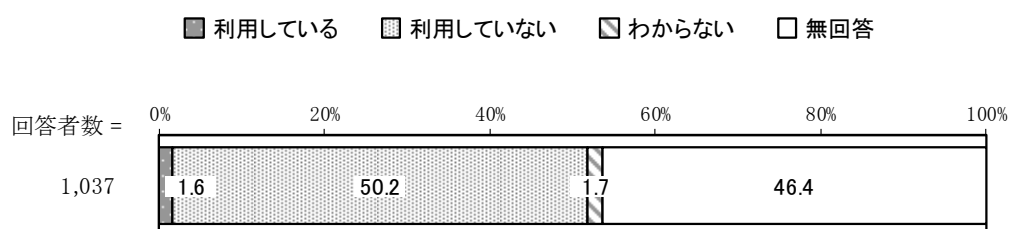
ア) 居宅介護・重度訪問介護

「利用している」の割合が2.4%、「利用していない」の割合が50.2%となっています。



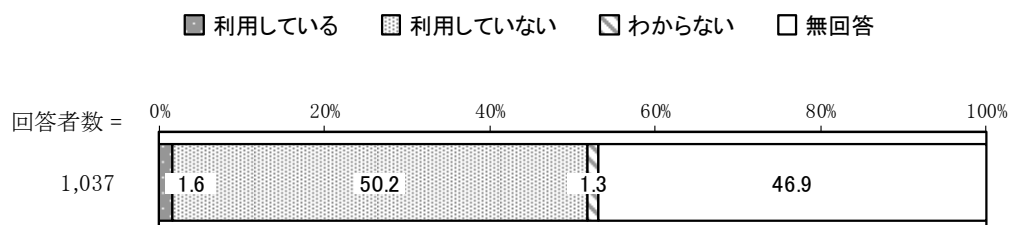
イ) ガイドヘルパーによる移動支援

「利用している」の割合が1.6%、「利用していない」の割合が50.2%となっています。



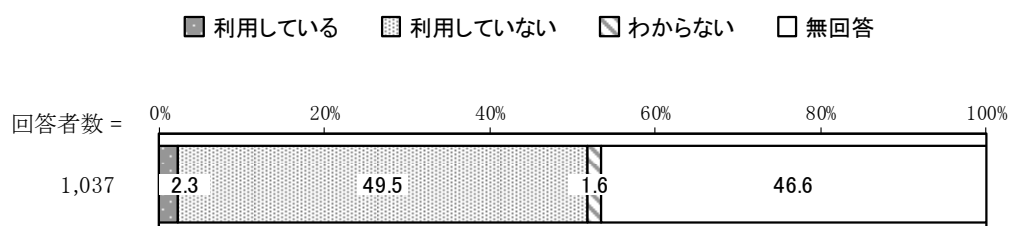
ウ) 入浴サービス

「利用している」の割合が1.6%、「利用していない」の割合が50.2%となっています。



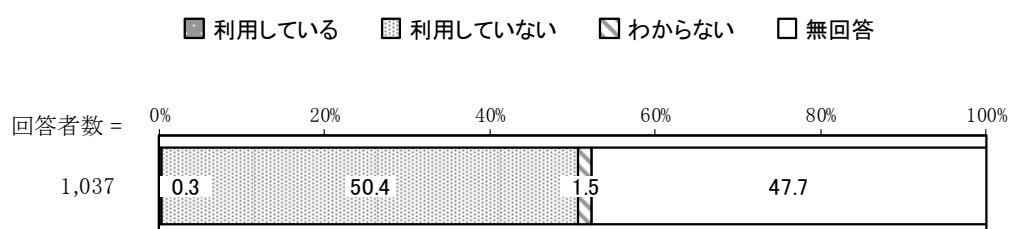
エ) 短期入所

「利用している」の割合が2.3%、「利用していない」の割合が49.5%となっています。



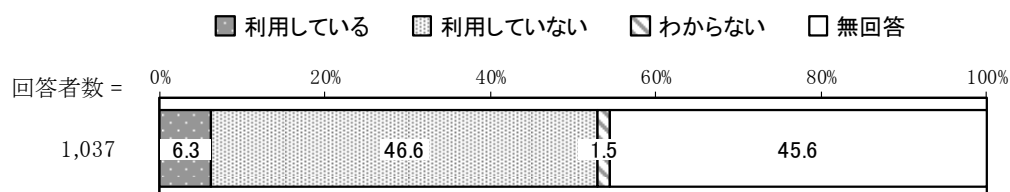
オ) 手話通訳者の派遣

「利用している」の割合が0.3%、「利用していない」の割合が50.4%となっています。



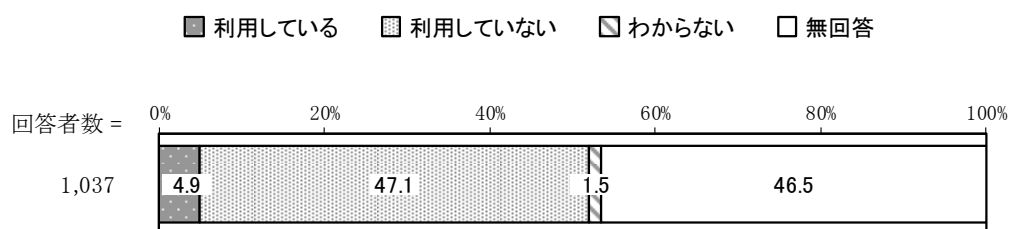
カ) 補装具の利用

「利用している」の割合が6.3%、「利用していない」の割合が46.6%となっています。



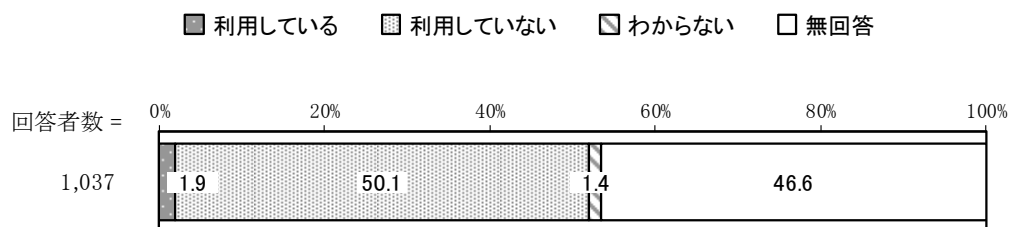
キ) 日常生活用具の利用

「利用している」の割合が4.9%、「利用していない」の割合が47.1%となっています。



ク) 紙おむつの支給

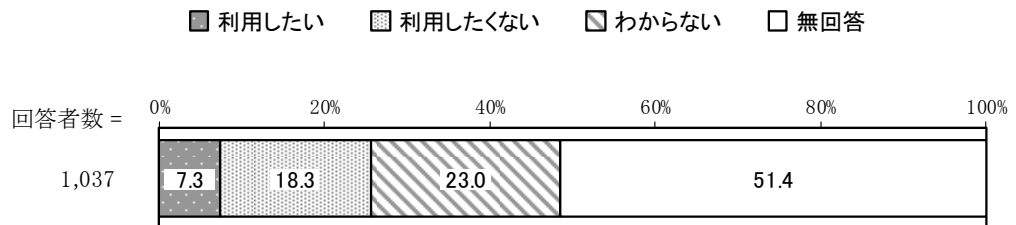
「利用している」の割合が1.9%、「利用していない」の割合が50.1%となっています。



② 福祉サービスの利用意向

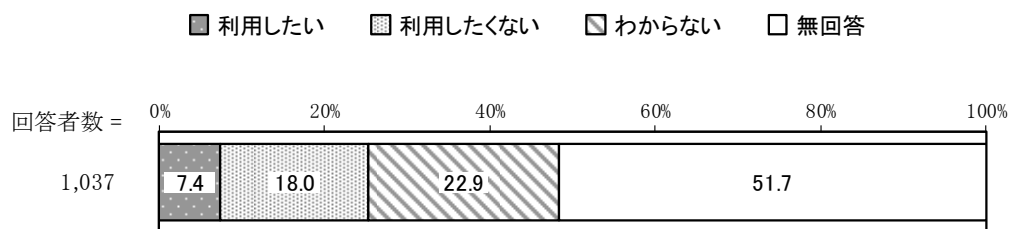
ア) 居宅介護・重度訪問介護

「わからない」の割合が23.0%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が18.3%、「利用したい」が7.3%となっています。



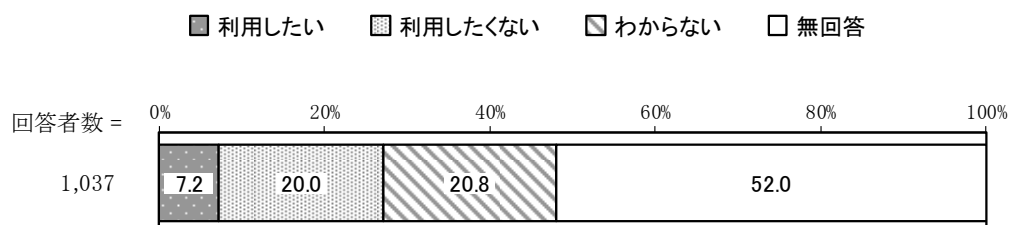
イ) ガイドヘルパーによる移動支援

「わからない」の割合が22.9%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が18.0%、「利用したい」が7.4%となっています。



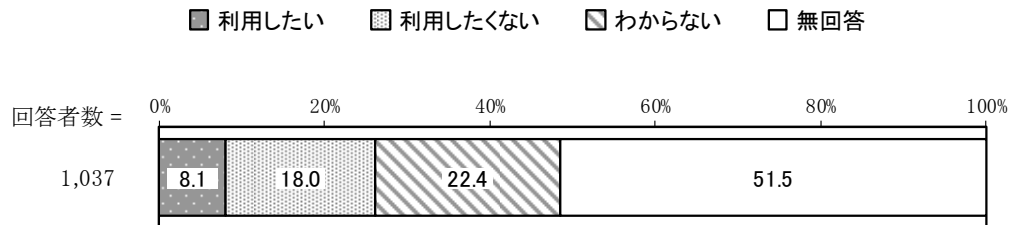
ウ) 入浴サービス

「わからない」の割合が20.8%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が20.0%、「利用したい」が7.2%となっています。



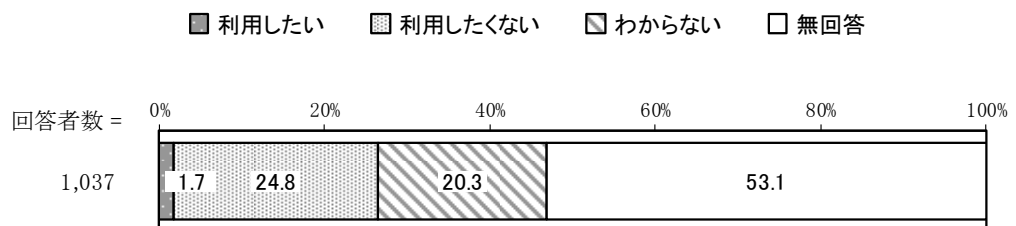
エ) 短期入所

「わからない」の割合が22.4%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が18.0%、「利用したい」が8.1%となっています。



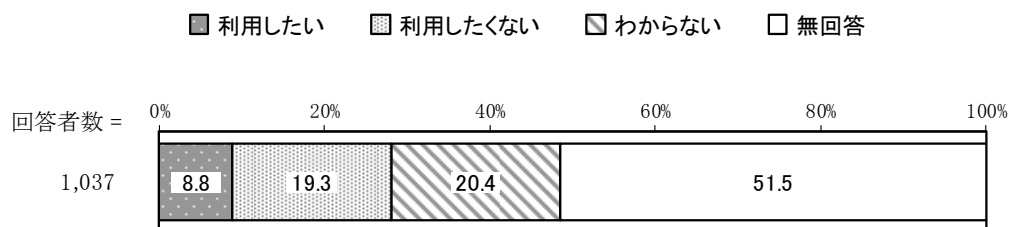
オ) 手話通訳者の派遣

「利用したくない」の割合が24.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が20.3%、「利用したい」が1.7%となっています。



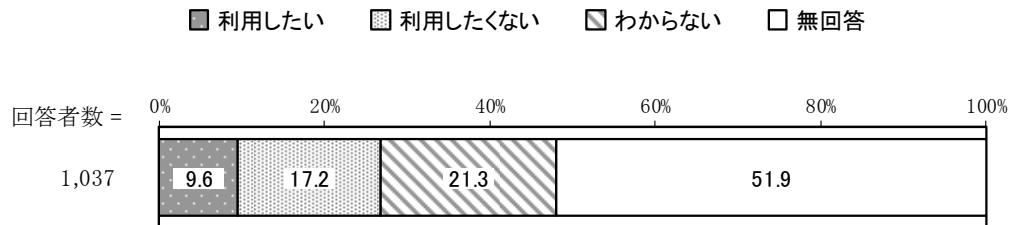
カ) 補装具の利用

「わからない」の割合が20.4%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が19.3%、「利用したい」が8.8%となっています。



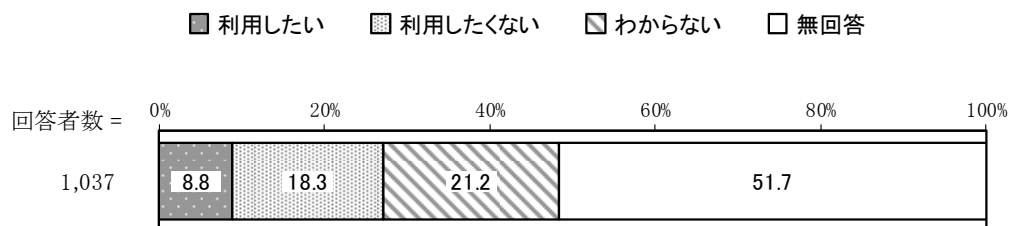
キ) 日常生活用具の利用

「わからない」の割合が21.3%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が17.2%、「利用したい」が9.6%となっています。



ク) 紙おむつの支給

「わからない」の割合が21.2%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が18.3%、「利用したい」が8.8%となっています。



3 ヒアリング調査からの現状

市内で活動している障害福祉サービス事業所等（7団体）の協力を得て、現在の活動・事業の状況や課題、今後の活動・事業展開等についてヒアリング調査を実施しました。

（１）生活支援・生活環境について

- ・週末の過ごし方に使えるサービスが少ないことが課題。
- ・父親や、祖父母の理解が得られず、母親が孤立してしまう傾向にある。
- ・事業所に向けての研修会などの実施が必要。
- ・使える公共交通機関がないことも課題。
- ・車の運転ができない人も多いので、市内の交通の整備や送迎など移動手段の確保。
- ・身元保証人がいない方が入居できるところがない。

（２）雇用・就業、経済的自立の支援について

- ・地域企業への職場実習先の開拓や制度の理解を進めていく必要がある。
- ・精神障害の場合、本人が就労に踏み出すまでの生活リズムや気持ちが整うまでの支援が必要。
- ・職場で相談できる人がいる、または相談できる機関があることが必要。
- ・一般就労に向けての訓練やハローワーク支援。
- ・地域の企業へ障害のある方への理解を深める研修であったり、相談できるサービスがあると良い。

（３）差別の解消と権利擁護の推進

- ・事業所としては、支援者に対して継続して権利擁護や虐待防止のための研修を行う必要がある。
- ・気になることがあれば個別に話をしたり、日頃からコミュニケーションを取ることが適正な支援につながると考えている。
- ・社会的により一層理解されやすいよう、啓発活動が進むと良い。
- ・自施設でも職員向けに研修などを進めているが、市で虐待防止に関する研修会を開催し、原則全事業所職員の参加で行うとより効果があるのではないか。
- ・福祉の仕事についている人以外の一般市民の間ではまだまだ浸透していないのではないか。
- ・障害者が地域住民とで活動できる場があると良い。

第 3 章

計画の理念と基本方針

1 基本理念

愛西市障害者計画（第2期）（平成29年度～令和8年度）では、「みんなが自立し、その人らしく生き生きと、ともに暮らせるまち」を基本理念とし、計画を推進していることから、これを障害者分野の基本理念とします。

本計画においても、この理念及び目標をふまえ、計画を推進します。

2 愛西市の障害福祉施策全般の基本目標

愛西市障害者計画（第2期）は、下記の通り基本目標を示しています。

① 支え合いによる地域づくり

地域で共に暮らす障害のある人となない人との相互理解のため、障害への正しい理解を深めるための普及・啓発活動や、障害のある人との交流活動や福祉教育、ボランティア活動等を推進し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

② 地域生活を支える体制づくり

障害の種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。また、ライフステージごとに継続した福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

③ 保健・医療サービスの充実

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

④ 子どもの保育、教育環境の充実

障害児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や児童の特性に合った指導が重要です。そのため、療育体制の充実を図るとともに、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

⑤ 就労支援の充実

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

⑥ 安心・安全な環境づくり

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

⑦ 社会参加できる環境づくり

障害の有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

3 本計画の基本方針

国が示す基本指針に基づき、本計画の基本理念及び障害福祉施策全般の基本目標を踏まえ、本計画では下記の7つを基本方針として、施策を推進していきます。

① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境整備を進めます。

② 地域生活移行や就労支援等の課題への対応

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

③ 地域共生社会の実現に向けた取組への対応

法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めます。

④ 地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応

障害等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や、地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たって、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

⑥ 障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中、安定的な障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保するために専門性を高めるための研修の実施や、多職種間の連携等の体制づくりを進めます。

⑦ 障害のある人の社会参加の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が多様なスポーツ、読書等の文化活動を楽しむことができる環境整備を進めます。

第4章

計画に掲げる成果目標の数値

1 施設入所利用者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、第5期計画の実績を踏まえ、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

(1) 第5期障害福祉計画の達成状況

項目	数値	実績	備考
平成28年度末時入所者数(A)	62人		
目標年度入所者数(B)	60人	57人	実績値：令和2年度末の入所者数見込み
【目標値】 地域生活移行人数(C)	6人	3人	第1期計画策定時点からの施設入所から地域（グループホーム・ケアホーム等含む）への移行見込み
		4.8%	移行割合(C/A)
【目標値】 削減見込み(D)	2人	5人	第1期計画策定時点から令和2年度末までの施設入所者の削減数(A-B)=D
		8.1%	削減割合(D/A)

(2) 第6期障害福祉計画の目標

【国の目標値】

- 施設入所者の地域生活への移行：令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数の削減：令和元年度時点の施設入所者数の1.6%以上の削減

項目	数値	備考
令和元年度末時点の入所者数(A)	56人	令和2年3月の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	55人	令和5年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数(C)	4人	令和元年度末からの施設入所から地域（グループホーム等含む）への移行見込み
	7.1%	移行割合(C/A)
【目標値】 削減見込み(D)	1人	令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数(A-B)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 第5期障害福祉計画の達成状況

項目	国の基本指針	愛西市
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和2年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	圏域で設置
令和2年度末の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	令和2年度末の時点では、重度かつ慢性に該当しない長期入院精神障害者の地域移行の半分を目指す。	6人

(2) 第6期障害福祉計画の目標

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（内訳は別表）	13人	13人	13人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	36人	46人	59人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人

※ 別表

取組事項	令和3年度		
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健・医療関係者	障害福祉関係者	教育・雇用関係者
	3人	5人	5人
	令和4年度		
	保健・医療関係者	障害福祉関係者	教育・雇用関係者
	3人	5人	5人
	令和5年度		
	保健・医療関係者	障害福祉関係者	教育・雇用関係者
	3人	5人	5人

なお、目標設定にあたり、令和5年度末において、精神病床における1年以上長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）について、14人（65歳以上利用者数7人、65歳未満利用者数7人）となる見込みを基に設定しています。

3 地域生活支援拠点等の整備

（1）第5期障害福祉計画の達成状況

項目	国の基本指針	愛西市
地域生活支援拠点等の整備	令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する	圏域で設置

（2）第6期障害福祉計画の目標

国の基本指針	愛西市の令和5年度末目標
令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する	基本指針に基づき令和5年度末までに地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討する。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置数	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 第5期障害福祉計画の達成状況

項目	国の基本指針	愛西市の 目標値	令和元年度 の実績値
福祉施設から一般就労への移行促進	一般就労への移行者数の増加：令和2年度中に一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする	12人	6人
	就労移行支援利用者数の増加：令和2年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加する	10人	23人
	就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加：令和2年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする	100%	100%
	就労定着支援による職場定着率の増加：各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする	80%	83%

(2) 第6期障害福祉計画の目標

項目	国の基本指針	令和元年度 の実績値	愛西市の令和5 年度末目標値
福祉施設から一般就労への移行促進	一般就労移行者数：令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	6人	9人
	就労移行支援における一般就労移行者数：令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	3人	4人
	就労継続支援A型における一般就労移行者数：令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	1人	2人
	就労継続支援B型における一般就労移行者数：令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	2人	3人
	一般就労移行者数のうち就労定着支援の利用者数：令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用	70%	70%
	就労定着支援事業所の職場定着率の増加：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	50%	70%

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 第1期障害児福祉計画の達成状況

項目	国の基本指針	愛西市の 目標値	実績値	
			平成30 年度	令和元 年度
障害児に対する 重層的な地域支 援体制の構築	令和2年度末までに、児童発達支援セン ターを各市町村に少なくとも1か所以 上設置する（圏域での設置も可）	圏域で 設置	0か所	0か所
	令和2年度末までに、全ての市町村にお いて、保育所等訪問支援を利用できる体 制を構築する	1か所	1か所	1か所
医療的 ニーズへの対応	令和2年度末までに、主に重症心身障害児 を支援する児童発達支援事業所及び放 課後等デイサービス事業所を各市町村 に少なくとも1か所以上確保する	圏域で 設置	各1か所	各1か所
	平成30年度末までに、各都道府県、各 圏域及び各市町村において、保健、医療、 障害福祉、保育、教育等の関係機関が連 携を図るための協議の場を設ける	1か所	1か所	1か所

(2) 第2期障害児福祉計画の目標

項目	国の基本指針	愛西市の令和5年度 末目標値
障害児に対する 重層的な地域支 援体制の構築	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市 町村に少なくとも1か所以上設置する（圏域での設 置も可）	1か所
	令和5年度末までに、全ての市町村において、保育 所等訪問支援を利用できる体制を構築する	2か所
医療的 ニーズへの 対応	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業 所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する	各1か所
	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市 町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育 等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける	平成30年度に 設置
	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市 町村において、医療的ケア児等に関するコーディネ ーターを配置する	5人

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人/年）	3人	3人	3人
ペアレントメンターの人数（人/年）	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数（人/年）	1人	1人	1人

※ペアレントトレーニング：ペアレントトレーニングでは、子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指します。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

※ペアレントメンター：自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことです。

※ピアサポート：障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えることをいいます。

6 相談支援体制の充実・強化等

（１）第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の目標

国の基本指針	愛西市
令和5年度末までに、市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	相談支援事業所とも連携し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制について充実・強化等していく

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	無	1か所
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（年/件）	-	-	5件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（年/件）	-	-	3件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（年/件）	-	-	3件

7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

(1) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の目標

国の基本指針	愛西市の令和5年度末 目標値
令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	国の基本指針を基に下表の活動指標を目標とする

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	12回	12回	12回

1 障害福祉計画

(1) サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられます。

「自立支援給付」は、障害の種別にかかわらず全国共通の仕組みで提供されるサービスです。「自立支援給付」には個々の人の障害の状態や介護者、居住の状況に応じ、必要な支援の量が支給決定される「障害福祉サービス」のほか、「相談支援」「補装具」「自立支援医療」などがあります。

「地域生活支援事業」は、地域の特徴を踏まえ、市の独自性を活かした仕組みで提供されるサービスです。

（２）自立支援給付

① 障害福祉サービス

ア 訪問系サービス（介護給付）

〔 サービス概要 〕

サービスの種別	主な対象者	実施内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	障害者、障害児	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、四肢の麻痺のある身体障害者。または、重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する人	常時介護を必要とする障害者に対して、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等	移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自閉症、てんかん等のある重度の知的障害者・児、統合失調症等のある重度の精神障害者で常時介護を要する人	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	A L S等の極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

〔 サービス見込量 〕

○ 算定にあたっての考え方

サービスの利用実績に基づき、実利用人数、1人当たりの利用量等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

サービス見込量（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	人分	84	89	94	99	105	111
	時間分	2,636	2,956	3,228	3,265	3,463	3,661
重度訪問介護	人分	0	1	3	3	3	3
	時間分	0	23	215	142	142	142
同行援護	人分	8	3	3	7	7	7
	時間分	97	24	48	143	143	143
行動援護	人分	7	8	7	8	8	8
	時間分	171	137	139	96	96	96
重度障害者等包括 支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

実績値について：平成30年度、令和元年度は3月分 令和2年度は9月分

〔 確保の方策 〕

- ・訪問系サービスは、障害者が地域で自立した生活を送るためには必須のサービスです。その中でも、重度障害者に対応できる重度訪問介護や、知的障害者・精神障害者が利用する行動援護については市内事業所に対し県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の確保や質的向上を働きかけます。
- ・市内の社会福祉法人や介護保険の訪問介護事業所などに対し、障害福祉サービス事業への参入を促すなど、サービスの安定的な提供体制の確保に努めます。
- ・サービスを必要とする障害のある方が適切にサービスを利用できるよう情報提供体制の充実を図ります。
- ・施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据えて、多様な事業所の参入・確保に努めます。
- ・重度障害者が在宅で豊かな生活を送れるよう、重度訪問介護の利用を促進します。
- ・重度障害者等包括支援については、対象者の把握に努め、サービスの周知を図ります。

イ 日中活動系サービス（介護給付）

〔 サービス概要 〕

サービスの種別	主な対象者	実施内容
生活介護	常時介護を必要とする人で、障害支援区分が区分3以上の人（50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上）	常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、 ・ALS患者等、呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6の人 ・進行性筋萎縮症者、重症心身障害者で、障害支援区分が区分5以上の人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	障害者、障害児	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

〔 サービス見込み 〕

○ 算定にあたっての考え方

サービス利用実績に基づき、実利用人数、1人当たりの利用量等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

サービス見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	110	116	141	160	181	205
	人日分	2,544	2,247	2,590	3,246	3,672	4,159
療養介護	人分	9	9	9	9	9	9
短期入所（福祉型）	人分	21	20	24	26	27	29
	人日分	141	84	104	132	137	147
短期入所（医療型）	人分	2	0	0	2	2	2
	人日分	12	0	0	12	12	12

実績値について：平成30年度、令和元年度は3月分 令和2年度は9月分

〔 確保の方策 〕

- サービス提供事業者に対して、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の確保や質的向上を働きかけます。
- 生活介護については、障害のある方の高齢化に伴い、利用の増加が見込まれます。身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 短期入所については、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、提供事業者への働きかけを行います。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供事業所の確保に努め、日中活動系サービスの拡充に努めます。

ウ 日中活動系サービス（訓練等給付）

〔 サービス概要 〕

サービスの種別	主な対象者	実施内容
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障害者	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的・精神障害者	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（65歳未満）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 （A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で（利用開始時に65歳未満） ・就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人 ・特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人 ・就労経験があり、一般企業を離職した人	① 事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 ※労働基準法等、関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援 （B型）	就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人 ・就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人 ・一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人 ・50歳に達している人 ・企業等の雇用、就労移行支援、就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人	① 就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない） ② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

〔 サービス見込量 〕

○ 算定にあたっての考え方

サービス利用実績に基づき、実利用人数、1人当たりの利用量等を勘案し、利用者数及び量の見込みを算出します。

サービス見込量（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練 （機能訓練）	人分	1	0	0	1	1	1
	人日分	19	0	0	19	19	19
自立訓練 （生活訓練）	人分	1	3	4	8	16	32
	人日分	5	24	58	73	147	293
就労移行支援	人分	18	23	25	29	35	41
	人日分	323	408	445	517	624	731
就労継続支援 （A型）	人分	57	72	65	69	74	79
	人日分	1,172	1,349	1,289	1,360	1,458	1,557
就労継続支援 （B型）	人分	161	169	167	170	173	176
	人日分	2,907	3,195	2,952	3,096	3,151	3,205
就労定着支援	人分	4	8	10	13	16	20

実績値について：平成30年度、令和元年度は3月分 令和2年度は9月分

〔 確保の方策 〕

- ・県と連携しながら、発達障害や高次脳機能障害等に対応できる事業者の参入を促します。また、利用ニーズの把握に努め、希望する人がサービスの提供を受けることができるように努めます。
- ・就労継続支援 A 型・B 型については、障害者就職面接会や企業説明会などへの参加を呼びかけ、就労意欲を高めることにより、一般就労への移行をすすめます。また、個々の状況に応じて就労が継続できる体制を強化します。
- ・自立した生活を支えることができるよう、「障害者優先調達推進法」の事業所への周知を図り、工賃の確保に留意します。また、公共施設において授産製品の紹介コーナー設置を検討します。
- ・就労支援は専門性の高い分野であるため、就労支援施設の職員に対して、就労支援スキルの充実をめざして、愛知障害者職業センター等が開催する研修への参加を呼びかけます。

- ・特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供事業所の確保に努め、日中活動系サービスの拡充に努めます。

エ 居住系サービス

〔 サービス概要 〕

サービスの種別	主な対象者	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	18 歳以上の「障害者」が利用可能。「障害」には身体障害、知的障害、精神障害及び難病患者等のいずれも含まれます。	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	- 生活介護の対象者で障害支援区分 4 以上（50 歳以上は区分 3 以上）の者 - 自立訓練・就労移行支援の利用者で、生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人	施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人等	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

〔 サービス見込量 〕

○ 算定にあたっての考え方

サービス利用実績に基づき、障害のある方のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、整備計画等を勘案して利用者数の見込みを算出します。

施設入所支援については、平成 28 年度末時点の施設入所者 62 人を基礎として、利用者数の見込みを算出します。

サービス見込量（1 月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助	人分	66	85	99	107	125	147
施設入所支援	人分	57	56	55	57	57	57
自立生活援助	人分	0	0	0	1	1	1

実績値について：平成 30 年度、令和元年度は 3 月分 令和 2 年度は 9 月分

〔 確保の方策 〕

- 障害のある方が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として整備の必要性が高いため、設置にあたっては県や近隣市町村の動向を踏まえるとともに、サービス提供事業者との連携や情報提供などを通じて参入促進に努めます。また、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の確保や質的向上を働きかけます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障害のある方に対する誤解・偏見が生じないよう、障害に対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 施設入所支援については、審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。
- 自立生活援助については、近隣にサービス提供事業所が少なく、利用ニーズの把握も困難ですが、居宅での単身生活を行う上で希望する人も想定されることから、必要な人が利用できるよう努めます。

② 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

〔 サービス概要 〕

サービスの種別	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

〔 サービス見込量 〕

○ 算定にあたっての考え方

障害福祉サービス及び相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

サービス見込量（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人分	84	110	111	128	147	169
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

実績値について：平成30年度、令和元年度は3月分 令和2年度は9月分

〔 確保の方策 〕

- ・計画相談支援については、利用者の心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価などを適切に把握できる人材の育成に努めます。
- ・病院や施設から地域生活に移行する際の住居確保や手続の同行などの地域移行支援と、地域生活移行後の相談体制の確保や緊急時の連絡などの地域定着支援を活用できるよう、当事者を始め、家族、病院、地域等関係する方々への啓発活動を行い、あわせて事業の周知を図ります。

- 今後も需要は増えることを踏まえ、市内の社会福祉法人や介護保険の居宅介護支援事業所などに対する相談支援事業への参入や相談支援専門員の確保・育成を促し、実施事業者の充実に努めます。
- 地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害のある方がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に図ります。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域移行支援や地域定着支援の利用を進めます。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施します。もって障害のある方の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

なお、地域生活支援事業には、法律上実施しなければならない必須事業と市町村が独自に行う任意事業の2種類があります。

〔 地域生活支援事業一覧 〕

<必須事業>

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
 - ・障害者相談支援事業
 - ・基幹相談支援センター等機能強化事業
 - ・住宅入居等支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
 - ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業
 - ・手話通訳者設置事業
- 日常生活用具給付等事業
 - ・介護・訓練支援用具
 - ・自立生活支援用具
 - ・在宅療養等支援用具
 - ・情報・意思疎通支援用具
 - ・排泄管理支援用具
 - ・居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター

<任意事業>

- 日中一時支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 福祉ホーム事業
- 自動車運転免許取得費助成事業
- 自動車改造費助成事業
- 更生訓練費給付事業

〔 サービス概要 〕

項目	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。 ア 教室等開催 障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。 イ 事業所訪問 地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。 ウ イベント開催 有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。 エ 広報活動 障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。 オ その他形式 上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。
自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
障害者相談支援事業	障害者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言した上で、おおむね次の事業を行います。 ・ 障害福祉サービスの情報提供及び相談等の利用援助 ・ 各種支援施策や社会資源を活用するための助言及び指導等の支援 ・ 社会生活力を高めるための支援 ・ ピアカウンセリング ・ 権利の擁護のために必要な援助 ・ 専門機関の紹介 ・ 虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整 ・ その他障害者等への必要な支援 【地域総合支援協議会】 地域の相談機関相互の情報交換や相談技術の向上等の目的として、相談支援センターを核とする障害者の総合相談支援ネットワーク化を図るとともに、保健、医療、学校、企業等との協力体制の充実を図るための機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置や、基幹相談支援センター等が地域における相談支援業者に対する専門的な指導・助言、人材の育成の支援など、相談支援体制の強化の取組を行います。

項目	実施内容
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障害者または精神障害者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。 【介護・訓練支援用具】 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド 【自立生活支援用具】 入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置 【在宅療養等支援用具】 透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計（音声式）、視覚障害者用体重計、動脈血中酸素飽和度濃度測定器（パルスオキシメーター） 【情報・意思疎通支援用具】 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用音声ＩＣタグラコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳スピーチプロセッサ（買替え）、人口喉頭 【排泄管理支援用具】 ストマ装具（ストーマ用具、洗腸用具）、紙オムツ等（紙オムツ、脱脂綿、サラシ、ガーゼ、洗腸用具）、収尿器 【住宅改修費】 居宅生活動作補助用具
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

項目	実施内容
日中一時支援事業	障害者等に対し、特別支援学校等の下校後や日中における活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するための事業です。
訪問入浴サービス事業	重度身体障害者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金の居宅その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害者の地域生活をサポートする事業です。
自動車運転免許取得費助成事業	身体に機能障害を有する人が就労等に伴い自動車免許を取得する際に、免許証取得に要する経費の一部の補助を行います。
自動車改造費助成事業	上肢、下肢、あるいは体幹に機能障害を有する人が、自動車を取得する際に必要な改造経費の一部の補助を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする事業です。

〔 サービス見込量 〕

○ 算定にあたっての考え方

日常生活用具給付等事業においては、利用実績の推移を勘案して、量の見込みを算出します。

移動支援事業、日中一時支援事業においては、現に利用している方の数、1人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを算出します。

その他については利用実績や本市の行政規模等を勘案して見込みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施状況	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実利用 者数	3	6	6	8	12	17
手話通訳者設置 事業	実設置 人数	0	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用 具	件	8	3	5	8	8	8
自立生活支援用具	件	14	5	7	14	14	14
在宅療養等支援 用具	件	13	10	10	13	13	13
情報・意思疎通支 援用具	件	7	9	10	12	14	17
排泄管理支援用具	件	1, 558	1, 730	1, 740	1, 839	1, 943	2, 054
居宅生活動作補助 用具（住宅改修 費）	件	2	4	4	6	8	11
手話奉仕員養成 研修事業	実講習 修了者数	10	6	9	10	10	10
移動支援事業	実利用 者数	54	63	38	63	63	63
	延べ利用 時間	3, 288	3, 510	1, 395	3, 510	3, 510	3, 510
地域活動支援 センター事業 （市内）	箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用 者数	31	32	30	32	32	32
地域活動支援 センター事業 （市外）	箇所数	19	22	22	22	22	22
	実利用 者数	44	42	36	44	44	44
日中一時支援事業	契約事業 所数	31	32	32	32	32	32
	実利用 者数	99	97	98	99	99	99
訪問入浴サービス 事業	契約事業 所数	2	2	2	2	2	3
	実利用 者数	5	6	6	7	7	8
福祉ホーム事業	箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用 者数	7	7	7	7	7	7
自動車運転免許 取得費助成事業	実利用 者数	1	0	0	1	1	1

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自動車改造費助成事業	実利用者数	2	4	4	6	8	11
更生訓練費給付事業	実利用者数	15	18	20	23	27	31

実績値について：平成 30 年度、令和元年度は 3 月分 令和 2 年度は 9 月分

〔 確保の方策 〕

理解促進研修・啓発事業

外見からは障害があることが分かりづらい方が周囲に支援を求めるために有効となるツール等の周知、頒布を行い、心のバリアフリーを推進します。

自発的活動支援事業

当事者も含めた地域住民が行う防災訓練への積極的な支援を行います。

相談支援事業

事業所ヒアリング調査において、相談支援事業所が不足しているという声があがっています。障害のある方が、主体的に福祉サービスを選ぶことにより、自立した地域生活を継続していくことができるよう、市内の事業所と提携して相談支援体制を確保し、専門的な相談対応と、地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。

成年後見制度利用支援事業

ホームページ等への掲載を通して、事業内容や対象となる障害の種類について周知を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業の実施とともに、要約筆記者派遣事業を行うことにより、手話を使用しない人への対応力を高め、情報バリアフリーの環境づくりを図ります。

手話通訳者設置事業については、市が行う養成講座を通して、手話通訳ボランティアのスキル向上を図り、県の認定手話通訳者を確保して手話通訳者の設置をめざします。

日常生活用具給付等事業

事業内容や給付の対象となる種類について周知を図ります。

日常生活用具の給付を通して、障害のある方の日常生活の利便を図り、自立生活を支援します。

手話奉仕員養成研修事業

ボランティア活動に興味がある方を把握し、活動の場を提供するなどボランティアの育成に努めます。その中で、手話に興味がある方に手話奉仕員養成研修への参加を働きかけます。

移動支援事業

障害のある方の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要な福祉サービスとして、今後も継続して支援をします。

地域活動支援センター

障害のある方が創作活動を通じて生き甲斐がもてる場と位置づけ、地域活動支援センターの提供事業者を支援します。

日中一時支援事業

家族の一時的な休息を確保するための重要な福祉サービスとして、今後も継続して支援をします。

訪問入浴サービス事業

身体を清潔に保つことは、介護を必要としている人にとってはとても大切なことであり、様々な病気（床ずれ、皮膚病等）の予防、発見に繋がります。利用対象者は限られていますが、自宅で暮らす障害のある方の心身状況と生活の質の維持に不可欠な福祉サービスとして今後も継続して事業を実施します。

福祉ホーム事業

福祉ホームの設置目的を踏まえ、入居を希望する障害者に対して、事業者との連携を図り支援を行います。

自動車運転免許取得費助成事業

社会参加を支援する事業として、サービスの内容や対象となる障害の種類について周知を図ります。

自動車改造費助成事業

社会参加を支援する事業として、サービスの内容や対象となる障害の種類について周知を図ります。

更生訓練費給付事業

対象者の把握および適正な給付に努めます。

(4) 権利擁護と安全確保

① 障害を理由とする差別解消の推進

障害者週間等で開催される各種イベントを活用し啓発に努め、広報やホームページを通じて、市民への障害に対する理解の促進に努めます。

また、本市における相談体制を整備し、地域総合支援協議会や愛知県と連携を図ることでさらなる充実を図ります。

② 障害者（児）等に対する虐待防止

相談支援専門員、サービスに携わる職員に対しては、虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求め、虐待防止に関する高い意識を持つよう研修等を通じ啓発に努めます。

③ 障害者（児）の安全確保

障害福祉サービス事業所等においては、災害時等を見据え平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係を築けるよう取り組み、障害者の方にわかりやすい情報提供ができる仕組みづくりを検討します。

また、感染症の対応も必要であるため、福祉サービス事業所へ感染防止対策の周知を徹底し、必要な支援を行います。

2 障害児福祉計画

(1) 障害児福祉サービス

子ども・子育て支援法には「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」と基本理念が定められています。障害児支援では、共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築が重要です。障害児においては就学前と就学後では生活環境が大きく変わる中、ライフステージに応じた日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等適切な支援が求められます。

〔 サービス概要 〕

サービスの種別	主な対象者	実施内容
児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害児を含む）	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害児	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

〔 サービス見込量 〕

○ 算定にあたっての考え方

現に利用している障害児の数、1人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを算出します。

サービス見込量（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人分	39	31	38	39	39	39
	人日分	259	353	261	324	324	324
放課後等デイサービス	人分	136	131	143	147	150	154
	人日分	1,717	2,395	1,614	2,068	2,110	2,166
保育所等訪問支援	人分	1	1	4	8	16	32
	人日分	1	1	5	11	25	56
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	28	23	28	28	28	28
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0

実績値について：平成30年度、令和元年度は3月分 令和2年度は9月分

〔 確保の方策 〕

- ・県の専門機関、医療機関、保育所・学校、サービス提供事業所との連携強化による横断的な取組により、障害児支援の充実に努めます。
- ・障害児サービスについて、年代や障害の特性に応じたサービス量の確保とともに質の向上の充実に努めます。

(2) 子ども・子育て支援

① 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されており、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備においては、子育て支援施策と緊密な連携を図りながら、障害児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を整備します。

② 障害児の子ども・子育て支援等の利用量の見込みと提供体制

障害児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込み及びその提供体制については、『愛西市子ども・子育て支援事業計画』において、令和6年度末までの、障害児も含めた、子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制を定めています。『愛西市子ども・子育て支援事業計画』を踏まえ、障害児の子ども・子育て支援等の利用見込量を以下の通り設定します。

障害児の子ども・子育て支援等の利用見込量

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	38 人	38 人	38 人
認定こども園	人	11 人	11 人	11 人
放課後児童健全育成事業	人	10 人	10 人	10 人

第 6 章

計画の推進体制及び評価

1 計画の推進体制

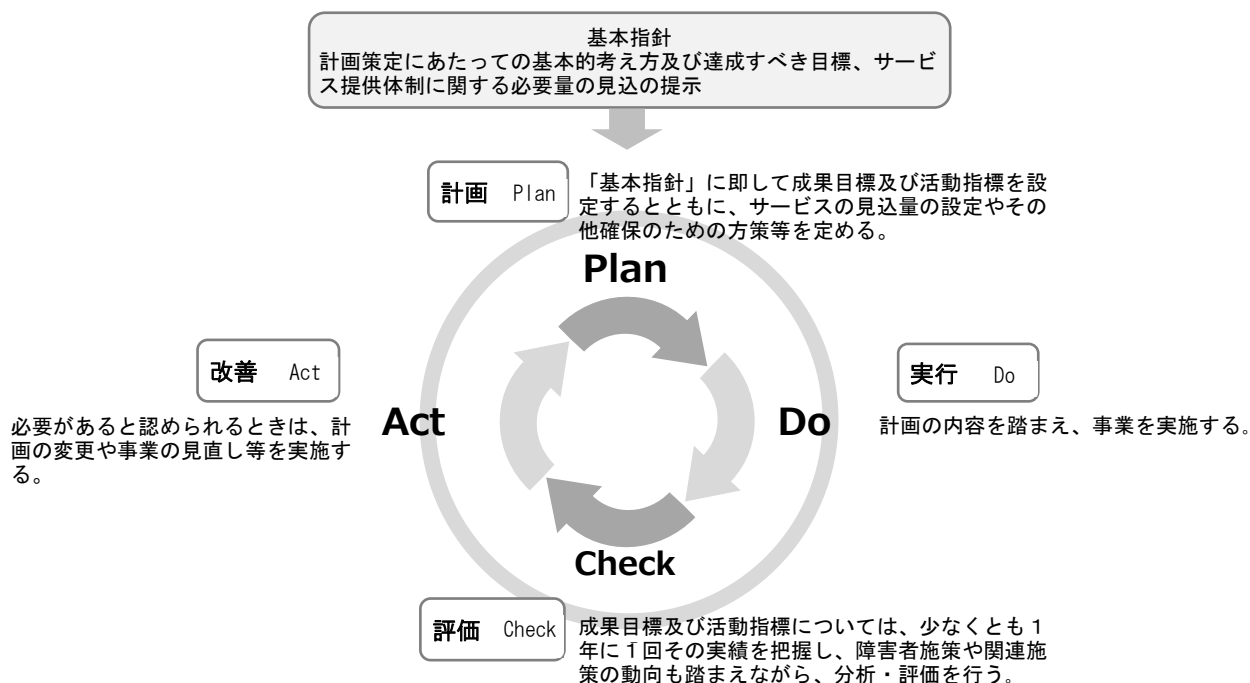
計画の推進にあたっては、国や県、愛西市地域総合支援協議会等との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

2 計画の進化管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

見直しの際には、愛西市地域総合支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を市ホームページ等で公表します。

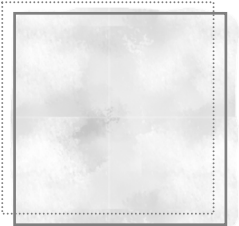


3 共生社会の実現

多様化する市民ニーズや複合的な課題に対応するため誰もが安心して暮らせる「共生社会」の実現が求められています。特に、障害福祉分野では、これまで進めてきた様々な取組の一層の普及に向けて、社会全体、地域全体が障害者を受け入れられる体制を整備することが必要です。

そのため、地域福祉の活動を行う団体や関係機関等との連携を推進し、適切に対応するためのネットワークを充実させていきます。

また、市民の身近な圏域において、市民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みることができる体制づくりを支援します。



資料編

1 愛西市障害福祉計画等策定委員会設置要綱

○愛西市障害福祉計画等策定委員会設置要綱

令和2年11月30日

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画（以下「障害福祉計画」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「障害児福祉計画」という。）を策定するため、愛西市障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害福祉計画の策定に関する事項
- (2) 障害児福祉計画の策定に関する事項
- (3) その他障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関する必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が依頼する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 障害福祉関係者
- (3) 教育・雇用関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に委員の互選により、会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長は、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する副会長をあらかじめ指名する。

（会議）

第5条 委員会の議長は、会長をもって充てる。

2 委員会には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保険福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年11月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

2 愛西市障害福祉計画等策定委員会委員名簿

氏 名	所 属 名 ・ 職 名	備 考
原田 健三	愛西市社会福祉協議会長	会長
横井 三千雄	愛西市民生児童委員協議会長	副会長
杉方 南衣	愛西市教育委員会委員	
山田 泰之	山田ファミリークリニック 院長	
大鹿 秀夫	大鹿歯科医院 院長	
中村 将洋	日本福祉大学 福祉経営学部 助教	
飯田 春夫	愛西市身体障害者協会会長	
土方 君春	愛西市心身障害児（者）保護者会長	
服部 有三	愛知県立佐織特別支援学校長	
太田 智之	愛西市立北河田小学校長	
原口 浩美	津島保健所健康支援課長	
古江 俊博	津島公共職業安定所長	

第6期愛西市障害福祉計画
第2期愛西市障害児福祉計画

令和3年3月

愛西市役所 保険福祉部 社会福祉課

電 話 : 0567-55-7115

F A X : 0567-26-5515

E-Mail : syakai-fukusi@city.aisai.lg.jp